

道路交通法(第 63 条の 11)の改正による「自転車利用者のヘルメット着用努力義務」
(令和 5 年 4 月 1 日施行)

1. 自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化

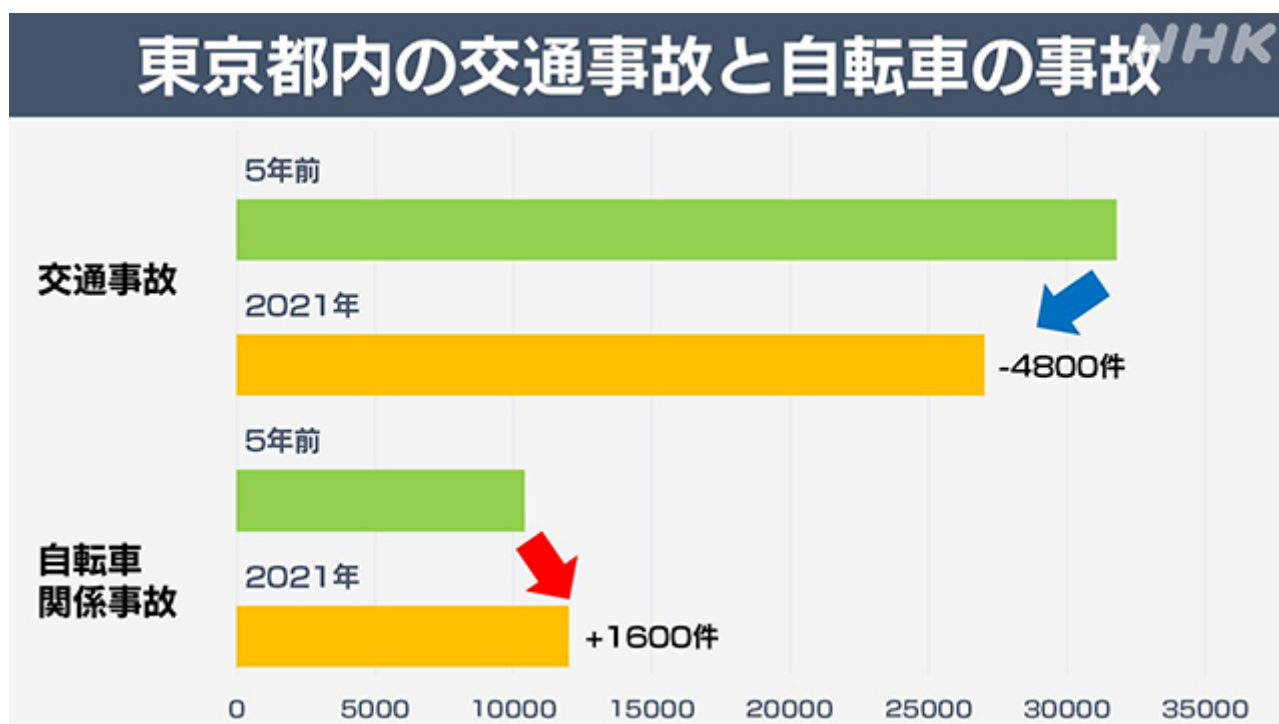
自転車に乗る際のヘルメットの着用について、これまでは 13 歳未満の子どもを対象に保護者が着用させるよう努めなければならないとされていたが、2023 年 4 月から年齢を問わず自転車に乗る全ての人にヘルメットの着用が努力義務化されることになった。

また、自分が運転する自転車にほかの人を乗車させる場合も、ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

2. 自転車関与事故の増加

東京都内の交通事故の発生件数は過去 20 年余り減少傾向で、2021 年は 2 万 7000 件余りと 5 年前と比べておよそ 4800 件少なくなっている。その一方で、自転車が関係する事故は高止まりが続いていて、2021 年は 1 万 2000 件余りと 5 年前より 1600 件余り増加し、全体に占める割合は増え続けている。

東京都内 自転車の関係する事故件数は高止まり(警視庁)



警視庁は、特に重大な事故につながりかねない信号無視や一時不停止などの悪質な違反については、これまで罰則を伴わない「警告」にとどめていたケースでも刑事罰の対象となる交通切符、いわゆる「赤切符」を交付して検挙するなど、10 月 31 日から対策の強化を始めた。

3. 自転車事故の致死率(警察庁)

2021 年までの 5 年間に起きた自転車の事故では、ヘルメットを着用していなかったケースが着用していたケースより致死率が 2.2 倍以上に上がった。

着用は努力義務のため罰則などはないが、警察庁は、大人も含めて着用を習慣化することで事故による被害を最小限におさえたいとしている。(1. 2. 3. NHK 参照)

4. 自転車の乗車用ヘルメットの安全規格

(1) 自動二輪車・原動機付自転車の乗車時のヘルメット着用については、道交法第 71 条の 4、道路交通法施行規則第 9 条 5 により基準が定められている。

一般的に、法令に基づいて各基準をクリアしたヘルメットには PSC マーク表示が義務付けられており、国内では同マークのないヘルメットの販売は違法となる。

(2) 自転車乗車用ヘルメットの安全規格

○ SG 基準

「製品安全協会」が定めたもので、ヘルメットでは衝撃吸収性、あごひも強度、ロールオフなど複数の厳しい試験を実施している。万が一製品の不具合によって人身損害が認められた場合の救済(賠償)制度がある。

○ JCF 公認/承認

日本自転車競技連盟(JAPAN CYCLING FEDERATION)の安全基準に合格したヘルメットである。安全基準に合格するためには、日本自転車競技連盟のヘルメット公認/推奨要領に適合しヘルメットの性能およびその試験基準に適合しているか、SGまたはCEマーク、CPSCマーク表示(推奨ヘルメットは SGまたはCEマーク)を持つものとされている。

検査項目的には SG などとほとんど同じ基準なので、SG マークを取得する代わりに JCF に申請して JCF の公認/承認ヘルメットとして登録されれば、SG マークなどがなくても安全基準をクリアしたヘルメットとすることができる。

以上